

＜包括請求方式の対象となる損害項目と賠償金額＞

(1) 避難指示区域内の方

賠償項目	賠償金額			
	① 帰還困難区域	② 居住制限区域	③ 避難指示解除準備区域	
精神的損害(避難に伴う生活費の増分を含みます)	お一人さまあたり 600 万円(対象期間:平成 24 年 6 月 1 日から平成 29 年 5 月 31 日)。	お一人さまあたり 240 万円(対象期間:平成 24 年 6 月 1 日から平成 26 年 5 月 31 日[標準期間の場合])。	お一人さまあたり 120 万円(対象期間:平成 24 年 6 月 1 日から平成 25 年 5 月 31 日[標準期間の場合])。	
就労不能損害	当社事故発生当時の収入をもとに、「特別の努力」(平成 24 年 6 月 21 日お知らせ済み)を反映のうえ、当該期間分の給与等減収分と通勤交通費増加額をお支払い(賠償対象期間:平成 24 年 6 月 1 日から平成 26 年 2 月 28 日)。 ※賠償対象期間後につきましては、具体的なご事情を確認させていただいたうえで、お取扱いを判断させていただきます。			
その他実費等	避難・帰宅等にかかる費用相当額 ^{※1}	お一人さまあたり 79.2 万円(対象期間:平成 24 年 6 月 1 日から平成 29 年 5 月 31 日)。	お一人さまあたり 43.7 万円(対象期間:平成 24 年 6 月 1 日から平成 26 年 5 月 31 日[標準期間の場合])。	お一人さまあたり 25.2 万円(対象期間:平成 24 年 6 月 1 日から平成 25 年 5 月 31 日[標準期間の場合])。
	家賃にかかる費用相当額	避難等に伴い発生した家賃にかかる費用相当額をお支払い。 (対象期間:平成 24 年 6 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日 ^{※2})		

※1 避難・帰宅等にかかる費用相当額の賠償金額設定の考え方

避難・帰宅等にかかる費用相当額につきましては、避難先情報およびこれまでのご請求実績等を踏まえ、主な請求項目ごとに一般的に想定される金額を積算のうえ、お一人さまあたりの賠償金額を設定しております。

今後のご精算においては、積算上の請求項目にかかわらず、実際に負担された実費の総額がお支払いした賠償金額を上回った場合に、必要かつ合理的な範囲の超過分を追加でお支払いいたします。

※2 平成 26 年 4 月 1 日以降の家賃の取扱いにつきましては、その時点における状況等を踏まえ、改めてお知らせいたします。

(2) 旧緊急時避難準備区域内の方

賠償項目 ^{※3}		金額
精神的損害(避難に伴う生活費の増分を含みます)		お一人さまあたり 30 万円 (賠償対象期間:平成 24 年 6 月 1 日から同年 8 月 31 日)。
通院交通費等の生活費の増加分		平成 24 年 9 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの通院交通費等の生活費増加分としてお一人さまあたり 20 万円。
就労不能損害		当社事故発生当時の収入をもとに、「特別の努力」(平成 24 年 6 月 21 日お知らせ済み)を反映のうえ、当該期間分の給与等減収分と通勤交通費増加額をお支払い(賠償対象期間:従前のお勤め先が避難指示区域(特定避難勧奨地点を除く)内の場合は平成 24 年 6 月 1 日から平成 26 年 2 月 28 日、それ以外の場合は平成 24 年 6 月 1 日から同年 12 月 31 日)。 ※ 賠償対象期間後につきましては、具体的なご事情を確認させていただいたうえで、お取扱いを判断させていただきます。
その他実費等	避難・帰宅等にかかる費用相当額 ^{※4}	お一人さまあたり 11.7 万円 (賠償対象期間:平成 24 年 6 月 1 日から同年 8 月 31 日)。
	家賃にかかる費用相当額	避難等に伴い発生した家賃にかかる費用相当額をお支払い(賠償対象期間:平成 24 年 6 月 1 日から同年 8 月 31 日)。

※3 中学生以下の方に対する精神的損害(平成 24 年 7 月 24 日お知らせ済み)につきましては、改めてお知らせいたします。

※4 今後のご精算においては、積算上の請求項目にかかわらず、実際に負担された実費の総額がお支払いした賠償金額を上回る場合に、必要かつ合理的な範囲の超過分を追加でお支払いいたします。

(3) 旧屋内退避区域および南相馬市の一部地域内の方、避難等対象区域外の方

賠償項目	金額
就労不能損害	当社事故発生当時の収入をもとに、「特別の努力」(平成 24 年 6 月 21 日お知らせ済み)を反映のうえ、当該期間分の給与等減収分と通勤交通費増加額をお支払い(賠償対象期間:従前のお勤め先が避難指示区域(特定避難勧奨地点を除く)内の場合は平成 24 年 6 月 1 日から平成 26 年 2 月 28 日、旧緊急時避難準備区域内の場合は平成 24 年 6 月 1 日から同年 12 月 31 日)。

(4) 個人事業主さまおよび法人さまに対する営業損害

対象区域	賠償対象期間
避難指示区域(特定避難勧奨地点を除く)	平成 24 年 7 月 1 日から平成 27 年 2 月 28 日
旧緊急時避難準備区域	平成 24 年 7 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日
旧屋内退避区域および南相馬市の一部地域	平成 24 年 7 月 1 日から平成 25 年 5 月 31 日